

生活保護申請同行の中で見えてきた自治体毎の対応格差について

新型コロナウイルス感染症拡大により、失業や住まいを喪失するなど、想像を絶する貧困と絶望が生み出される状況となっている。反貧困ネットワークが呼びかけて結成した「新型コロナ災害緊急アクション」に届く相談フォームを通じた SOS の大半は 20 代から 50 代の非正規で働いていた人々で、当初から非正規の仕事しかなく、自力でアパートを借りることができず、ネットカフェを転々としたり、寮付き派遣などで食いつないだりするしかなかった。派遣村以降も非正規で働く人は増え、当時より雇用が不安定化し、貯蓄ゼロ世帯がさらに増えたこの国で、新型コロナウイルス感染症拡大による混乱が人々を追い詰めている。このような状況下でも、困窮者がひとりで相談に行くと、体よく追い返される事例が続出している。「新型コロナ災害緊急アクション」では、支援者による同行支援を行ってきたが、対応で問題事例が多い福祉事務所がある一方で、●●区のように、相談者の事情に応じた対応ができる福祉事務所に申請者が集中し、業務を圧迫することが懸念される。対応格差の解消に向けた取り組みが必要であると認識している。

【●●区福祉事務所の対応の評価】

- ・「ここに住民票がなければダメ」と追い返したり、相談に訪れたホームレスの方を、前の晩にどこで過ごしたかによって、保護の相談場所が違うと追い返したり（前泊地主義）しない。
- ・他の自治体で、例えば、問題が多い無料低額宿泊所の入所が生活保護申請受理の条件と追い返された相談者にも対応頂き、無事にアパート転宅まで済ませることができた。
- ・他区市の大半が「まず無料低額診療所に入所したらどうか」と発言するが、板橋区ではしない。都が用意したビジネスホテル入居を案内している。
- ・生活保護申請受理日から保護決定、初回保護費支給までの期間の生活費としての前払い金を、日当たり換算で 2,400 円渡している。
- ・その後のアパート転宅に向けたサポートを、委託先の「東京援護協会」と連携して実施している。生活保護申請受理後、ケースワーカーとの面談前後に、「東京援護協会」の相談員とアパート転宅に向けた相談をおこなっている。他区市ではない取り組みである。

【他の区市での問題事例、評価事例】

●新宿区

- ・前泊地は新宿にも関わらず、ずっと泊まっていた蒲田で申請しろと言われた。
- ・ビジネスホテルを紹介せず、女性センターに入所するよう迫られ、ビジネスホテルの提案をしたものの退けられた。（4 月 13 日女性センター入所→婦人保護施設を経て 6 月下旬にアパート入居）

●港区福祉事務所麻布地区総合支所

- ・単独申請時にはビジネスホテルの説明もなく無低に行く車に乗せられた。昼ごはんにとウィダーインゼリー 2 個が CW から支給された。二日後、支援団体に SOS を送り、同行のもとビジネスホテルへの移動が許可される。その際、支援者が同行し貸付を要求すると「金庫が別の支所にあり、そこまで自転

車で取りに行かなくてはならないから、すごく時間がかかる。一度ホテルに戻ったら？」と言われるが、「1時間なら待つ」と言ったところ15分ほどで1万円が貸付された。

●台東区福祉事務所

・無低か簡易宿泊所の二択しか示されず。係長にビジネスホテルの活用を要求したところ、「生活保護にしちゃうとビジネスホテルは使えない」「本日付けの通知で生活保護はビジネスの活用ができなくなった」と虚偽の発言。支援者が交渉し、ビジネスホテルを5月いっぱい活用し、6月1日にアパート転宅を果たす。

・どうしても台東区内に物件が見つからず、他区でアパートを探したが、役所が多忙で7月になった今でもまだ移管手続きをしていない。

●千代田区福祉事務所

・保護費給付日は、申請から2週間。ビジネスホテルを利用した20人が全員、困窮者自立支援窓口から入室していた(5月20日時点)。所持金800円の者も含む。のちにほとんどが自主的に退室

・保護決定までの日数:支援者の面前でも「千代田区は2週間で保護決定が下りることはめったにない。1か月は見ていてくれ」と所持金220円の状態で言われる。

・現金貸付は一切なし。代わりにセカンドハーベスト(フードバンク)を紹介された。

・支援者が同行していても「無低」の一択、長い交渉の果てにビジネスホテルの宿泊が提供される

・ビジネスホテル利用の20人が全員困窮者支援窓口からの入室だったのは、生活保護を受けさせないための誘導と思われるかもしれない。

・無低を拒否して女性支援団体の契約ホテルを利用。当初6/19までの約束だったが、6/30まで延長。その後、自主的にカプセルホテルに約1週間宿泊。

・利用者がセカンドハーベストを3度目に訪れて食料提供を断られたあとは、千代田区役所は災害用備蓄品と思われる白粥、サンマのかば焼き缶、きんぴらごぼうの缶詰、水5本(500ml)を支給。

●世田谷区北沢福祉

・保護決定までの日数 申請の翌日に開始決定

・保護決定までの前払い金 翌日までの当面のお金として2000円

・保護費給付日 翌日に支給額全部を給付

・申請時の無料低額宿泊所や簡易宿泊所への誘導、特別区の共同事業である「自立支援センター」の説明はあり。しかし、集団生活で感染のリスクありと相談したら、生保に。

・ビジネスホテルなどへの宿泊提供 すぐに空いている都のホテルを探してくれ、候補を4カ所ほどあげてご本人に提示。近いホテルを選択。

・居宅支援など生活困窮者自立支援との連携 本人が契約できるアパートを探せないでいたため、職員から当方に電話あり。つくろい東京ファンドの居宅確保支援につなげた。

・もともと保護開始決定に2週間かかるということは珍しく、路上生活者であれば基本的には数日、医療機関の受診が必要な場合などには、時には即日開始決定している。

●足立区

・すべてビジネスホテルで、寮付き日雇い派遣が決まって移転した方や移住するのでという方を除き、すべてアパート転宅。

・申請時の仮払金貸付(足立区福祉事務所は社協貸付でなく、金庫から仮払い貸付)は、全員が1万円ですらなくなったら、また貸し付けますという対応。

- ・保護申請から決定まで最短 3 日が 2 名（足立区は 6 ヶ所福祉事務所があり、中部第一福祉事務所の総合相談係長が対応した方々）で、大半は 1 週間で保護決定。担当者の事務手続き遅れて 2 週間以上かかり、本人の全財産数百円になった件が 1 件。

- ・家具什器費は、特別基準の 47,100 円で全て対応。就職活動中の青年は、東京都独自の就職活動費によりスーツ・シャツネクタイ・靴なども支給購入。

- ・新宿のもやいのごはんプラス相談会で、足立区で生保申請の前日に福祉事務所に事前連絡したところ、「新宿区に宿泊しているなら新宿区役所で申請してください」と頑として譲らず。

- ・扶養義務について、「親と何年も連絡とってないんだったら支援は無理ですよ」とあっさりと言われ、扶養照会せず、「早くアパートみつけて、どんどん就職活動頑張る。」とやさしい口調で激励して、ヒアリングも簡潔に申請手続きも 30 分で終了。保護決定も 3 日で決まり、すぐに保護費が支給された。

●練馬区本庁

- ・保護決定までの日数 申請の 4 日後に開始決定、1 週間後に初回保護費支給

- ・前払い金は、練馬独自のルールに拘り、日当たりで 500 円 交渉し日当たり 1,000 円

●八王子市

- ・生活保護申請目的の相談であるに関わらず、困窮者自立支援の相談員が対応している。当初から、家計管理や居宅、就労能力があるかを事前に把握する。「収容型福祉」に誘導される恐れがある。

- ・八王子は、個室の無料低額宿泊所が市内にあるので入所してほしい。ビジネスホテルは八王子市ではおこなわないし前例もない。と言い切る。

- ・「アパート転宅費用を生活保護費から支給するかはわかりません。ケース検討会議で協議する事になります。無低に入所して、その期間に居宅や自立生活が充分できるか、見極めて、アパート転宅も認めるかの判断をおこない、転居費用の支給判断をおこなう」と譲らない。

- ・相模原市も同様だったが、八王子市の保護課職員は、無低の内部の状況や賃貸契約書や合意書の詳細を把握できていないようだった。生活扶助費以外の管理共益費や水光熱費も高く、有料高額宿泊所であった。

- ・八王子市では生活困窮者自立支援制度の任意事業である「一時生活支援事業」にある居宅支援事業が実施されていない。アパート転宅へのサポートも充分でなく、アパート転宅に取り組む支援団体が寄り添う事ができない生活保護利用者は「施設収容」で放置される可能性が否定できない。